

最終回 大切な資源 古紙

⑥ひろげよう：回収の輪っ！！

地域のみならず古紙を集めて業者に売り渡す方式を集団回収と言います。これは、前々回で説明したように「まとまった量になる」、「回収日が一定」などの利点があります。

さらに、この作業を無駄なくスムーズに進めるために必要なチェックポイントについて説明しましょう。

(1) 役割を分担する 集団回収ですら、当番制など工夫してひとりひとりの役割を決めておくと、作業がとどこおりな

く流れ、地域のコミュニケーショングルにもなります。そうなれば、楽しみながら参加でき、回収量も増えるでしょう。

(2) PRしよう 広告はチラシや看板だけでは限りません。口コミや実践活動そのものも参加への呼びかけにつながります。市でも広報などで、ひとりでも多くのみなさんに協力

(3) 集積所 わかりやすく、交通の妨げにならない場所で、で

きれば雨や風を防げるところたとえば、公会堂や駐車場、倉庫などです。

(4) 回収品目 古紙の回収にあたっては、次のような紙類をお出しください。

- (ア)新聞 (イ)雑誌 (ウ)ボール紙
- (エ)段ボール
- (カ)と(キ)はヒモで十字にしぼり
- (ク)と(ケ)は平たく伸ばしてまとめてしぼります。くれぐれもポリ袋やナイロン袋、ビニ-



ル袋、油紙、セロファンなどは混ぜないようにお願いします。

(5) 回収日時 日程はわかりやすく覚えやすいように地区で決めておきます。団体の代表者を通じて後述の連絡先まで届け出てください。定期的に回収にうかがいます。

なお、どうしても早めに出さなければならぬときや、回収日までに整理できないときは、代表者などに相談しましょう。

(6) 量を集める 一回の回収で、できるだけたくさん集めるようにしましょう。たとえば、宇部市では平均一回約七二〇kgの古紙を集めています。これは、一軒の家庭で一年間に購読する新聞が約七〇kgあることを考えると、かつして無理な量ではありません。

(7) 売り払い代金 古紙の回収量に応じて売り払い代金が支払われます。団体のみなさんで話し合ってお役立てください。

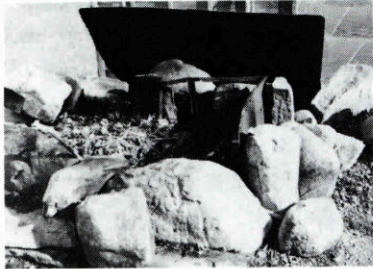
(8) ベストは望まない 集団回収は自主的なものです。最初はいろいろ問題も出るでしょうが、地域にあったやり方を工夫して、地道に続けていきたいと思います。

連絡先 市役所保健衛生課へ
2-2111 内線248

ゴミ減量化への努力

訪問先 (第九回目)

河原小野圭子



わが家は、土づくり有機農業に心掛けており。堆肥・豚糞・鶏糞を毎年数十トン購入しています。

このため、台所の残さいは裏の畑で堆肥に、鶏の餌となるもの、例えば米つぶ、魚などは、平飼いの鶏にやっております。

したがって不燃物以外のゴミを出したことは一度もありません。

紙屑、木切れ等燃えるものは、御飯焚きと風呂焚きにしており、これは九十歳になる年寄りの仕事になっていきます。

屋内で燃やせないものは、屋外で焼土づくりで焚いております。

このように、ゴミを有益な資源として利用しています。

ねずみの一斉駆除を



ねずみ退治は今が最も適した季節です。町内そろってねずみ退治に協力し、ねずみのいない快よい清潔なまちを作りましょう。

ネズミ退治の第一歩は、クリーン作戦です。ネズミの侵入路をなくし、日頃の整理・清掃や夕食の後始末等を徹底して行なうことにより「ねずみ」が住めない環境をつくるのが大切です。地区の人たちみんなが「一斉駆除」に積極的に参加し、日頃の駆除活動を実行していきましょう。

市営住宅補欠入居者募集

第一種住宅 二月二十三日まで

- ◆住宅の所在 市内全域
- ◆住宅の種類 第一種市営住宅
- ◆住宅の家賃 月額 五、四〇〇円から七、八〇〇円まで

◆申込者の資格

- ①市内に住所又は勤務場所を有する者
- ②現に同居か同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係にある者、その他婚約者を含む）がある者
- ③住宅に困窮していることが明らかなる者
- ④入居の申し込みをした日において、公営住宅法の規定による収入基準に該当する者

◆申込受付

- ①受付期間 二月十六日から二月二十三日まで

- ②受付場所 市財政課管財係又は各支所
- ◆申込手続 市財政課又は各支所に備付けの申込用紙に必要な事項を詳しく記入のうえ、本人及び同居しようとする親族等の昭和五十八年分所得証明書、昭和五十九年分源泉徴収票及び住民票を添付してください。

◆選考方法

申込書の書面審査及び実態調査を行い、有資格者を選考するとともに、有資格者の中から公開抽せんにより補欠入居予定順位を決定します。

※詳しくは、市財政課管財係へおたずねください。

2-2111 内線221